

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の公布による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、一般職の職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、一般職の職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。
(一般の退職手当)	(一般の退職手当)
第3条略.....	第3条略.....
2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、 <u>次の各号</u> に掲げる者に支給する。	2 退職手当の調整額は、次条第1項に規定する退職した者のうち、 <u>に掲げる</u> 者に支給する。
(1)及び(2)略.....	(1)及び(2)略.....
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第9条略.....	第9条略.....
2~11略.....	2~11略.....
12 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。	12 偽りその他不正の行為によって第1項及び第3項及び第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。
13略.....	13略.....

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。